

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの 検討の充実に向けた事務局ヒアリング 議事概要

1 日 時：令和6年11月29日（金）11:00～

2 場 所：個人情報保護委員会

3 出席者：

(1) ヒアリング対象者：

主婦連合会

一般社団法人全国消費者団体連絡会

公益社団法人全国消費生活相談員協会

一般社団法人 MyDataJapan

(2) 個人情報保護委員会事務局：

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、吉屋参事官、香月参事官

4 議事の概要

(1) ヒアリング対象者からの説明

- ① 主婦連合会から、資料1に基づき主に以下の点について説明があった。
 - ・ 情報通信技術の飛躍的な進展による社会のデジタル化とビッグデータの利活用の進展による大量の個人情報やパーソナルデータの収集・蓄積・分析が可能となる状況、グローバルなデータ利活用の進展があり、その上で、今後、個人情報保護法（以下「個情法」という。）がどうあるべきか考えていかなければいけない。
 - ・ （参考4¹）⑤・⑥ 方向性について賛成。
 - ・ （参考4）⑧ 開示請求、利用停止、データポータビリティなどを導入すべき。
 - ・ （参考4）⑪ 技術の飛躍的な進展や複雑化の見地から、自律的なガバナンスに頼る程度を見直すべき。個人の権利利益を侵害せずに個人情報を利用できる範囲を現状より明確に規定すべき。一定の範囲のリスクは法的に排除された上で、個人の自律的なガバナンスも可能とすべき。
 - ・ （参考4）⑫ 端末識別番号やCookieなどの情報についても保護すべきデータ類型として規定すべき。
 - ・ （参考4）⑬ リスクを排除するため個情法がカバーする外延を広げるべき。その中でも（D）は、リスクの観点だけで捉えるのではなく、個人

¹ （参考1～4）について、第310回個人情報保護委員会 資料1－1 「『個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点』に関するヒアリングの概要について」別添1の参考1～4を参照。

- の権利、プライバシー権として捉え、こうした権利を確実なものにすべき。
- ・個人情報保護委員会（以下「個情委」という。）をはじめ行政機関による行政監督機能の実効性を高める必要がある。本人の知らぬ間に個人情報の不正取得・不適正利用がなされる場合、当然期待される安全管理義務が取られていない場合、刑事罰を含め実効的な監視監督・執行手法の確立が求められる。現在検討されている課徴金制度の導入はそのために必要。
 - ・（参考4）2 個人が識別できない情報でも、形式的に識別できることだけでなく、実質的に個人に対するリスクがないことを確保することが重要。個人の権利利益と公益性について、十分に検討していく必要がある。
 - ・（参考4）2 統計情報に加工された情報を利用し、差別的なプロファイリングを行うことや不本意なサービスに誘導されるなど、個人の意思を歪めるようなAIの活用が想定され得るが、そういうリスクがないことを確実にしていく必要がある。
 - ・中間整理の個別検討事項は、現時点で実際に課題となっている事項への対応を整理したもので、いずれも早急に法制化すべき。その上で、技術の進展と国際的な人権重視の考え方を見据え、規律の在り方を見直すべく、継続的な検討を行う必要がある。

②全国消費者団体連絡会から、資料2に基づき主に以下の点について説明があった。

- ・個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべき。権利利益の保護と個人情報の本来の所有者である本人の意思に基づいた利活用を大前提とした見直し検討が必要。
- ・連日、個人情報持ち出しや漏えいが報じられている。個人情報を受け取った相手先が個人情報を適切に管理しているか確認するすべを消費者は有さない。一度漏えいした個人情報を取り戻し消去することは不可能。
- ・本人の知らぬうちに意に添わない利活用や悪用をされた事例は幾つもある。例えば内定辞退率事案では、学生の就職活動に多大なマイナス影響を及ぼした。
- ・個情法第1条の目的に記載のとおり、個人の権利利益保護を起点として整理し、正しく機能させる必要がある。
- ・（参考4）1① 本人の関与・監督による適正な取扱いのためには、利用目的や第三者提供に対する同意、本人の開示請求などについて、個人情報取扱事業者は本人に分かりやすく表示し、本人が理解した上で同意を得る必要がある。個人情報の取扱いは本人の管理の下に置くべきものであり、事業者は最低限の法律を守るべき。
- ・（参考4）1① 利用目的や第三者提供が記載された規約は、理解できるよう分かりやすい表現で提示することが必要。納得した上で同意にチエ

ックができるようなデザインにする必要がある。

- ・（参考4）1① 本人の開示請求、訂正、削除などに対して、事業者は速やかに対応すべきであり、特に法律に違反した場合や規約等に消費者の不利益が生じる内容が含まれる場合は、早急に対処すべき。
- ・（参考4）1① 個人が自身のデータを適正に使用しているのかを自ら日常的に監視できるようにすることは重要であると考える反面、実際の場面で果たしてそのことを確実に実行するのは非常に困難。
- ・（参考4）1① 情報量や交渉力について個人と事業者の格差は大きく、適格消費者団体の差止め請求や被害回復制度を活用できるようにすることが必要。
- ・（参考4）1① 事業者は、個人情報の利益やリスクについて丁寧な説明が必要。個人情報を取得する際に利用目的のみならず、利用によって得る利益や本人に及ぶリスクなどを分かりやすく説明すべき。個人が理解できるような説明を行うとともに、個人が実質的にリスクやデメリットの排除に関与できるような方法について検討すべき。事業者は提供を受けた個人情報をその後の営業等の目的に使用する場合は、希望者のみ対象とするようオプトインの仕組みの導入が必要。
- ・（参考4）1③ 個人情報を提供する際、子供の個人情報の取扱いに関しては、子供の権利を守るためにも配慮する必要がある。
- ・（参考4）1⑥ 本人は、事業者がプロファイリングしているのか、目的は何か、プロファイリング結果と取り扱われ方など、確認できない。本人の実質的関与の方法の検討が必要。
- ・（参考4）2 個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に関して、匿名加工すれば、本人の同意なく自由に利活用できるとされている。日常的にその趣旨や漏えい対策の現状などを発信し、個人に理解を求めることが必要。
- ・（参考4）2 単体では個人を特定できない情報を生成AI等で復元し、個人を特定できる情報として利活用に及ぶことがあり得る。そのような行為は禁忌として事業者は厳に慎むべき。匿名加工含め、適切な加工や安全管理措置を行う必要がある。
- ・（参考4）5 リスクのある情報については、悪質な勧誘などが個人の権利利益の侵害につながる事案も多いことから、個人情報の概念を拡大して取扱いを厳しくして、被害抑止につなげていくべき。
- ・（参考4）5 自らのデータがどのように活用されているのか分からぬ点、データの活用が提供した本人にどのようなメリット・デメリットを及ぼすのか理解できない点が不安を拡大する。そのような点を常に意識し、本人同意の下、事業者は提供者に権利利益の侵害が生じないよう、適切に管理・活用することが必須。（A）～（D）は、どれも望まないリスク。

- ・（参考4）6 生体データは本人同意の取得や利用目的の特定が必要。
- ・事業者と消費者とのコミュニケーションにより、個人情報保護の仕組みが円滑に機能することを望む。個人情報を取り扱う組織は、その責任の重さを組織風土として定着させ、漏えい防止のために当然行うべき安全管理措置を講じて、個人情報を取り扱うべき。
- ・意図的な悪意を持った漏えい事案や個人情報の不適正な利活用、再三の漏えい発生にもかかわらず安全管理措置を整備しない、漏えいした個人への対応を放置するなどのケースには、課徴金制度を導入することで発生を抑止し、事業者の取組改善につなげることができる。
- ・課徴金、差止め請求制度や被害回復制度に関する検討を速やかに進める必要がある。
- ・個人情報保護に関わる情報は、AIなどの技術的進歩で時々刻々と変化していく。より良い規律づくりのため、ステークホルダー間の継続的対話を重ねて具体化を進めるべき。

③全国消費生活相談員協会から、資料3に基づき主に以下の点について説明があった。

- ・（参考4）1① 現行の個情法は性善説に立っており適切にアプローチする事業者の場合には成り立つが、現実では事業者は消費者に対して十分な説明を行わないことが多く、そのような事業者には制度の効果はなく、本来の目的のために機能しない。違法な取扱いをする事業者に対して効果が及ぶように規律する必要がある。
- ・（参考4）1① 個人情報は基本的にはその個人のもの。利活用するなら社会ないし個人のために利益となるようにすべき。そのためには事業者と個人との信頼関係の確保、個人や社会にもたらされる利益の「見える化」が必要。現在は個人と事業者との間でのコミュニケーションが不十分かつ情報量・交渉力に差があり、対等な立場にない。個人が事業者に申入れても交渉につながることは少ない。そのため弱い立場の個人を支える機関が必要。例えば既に消費者契約法において差止め請求制度が導入されており、これと同様に消費者に代わり適格消費者団体が事業者とコミュニケーションを図ることが必要。
- ・（参考4）1① 事業者の改善が図られた場合、消費者の利益となり、事業者にとっても結果的に信頼が高まり有益。差止め請求制度は、国や自治体による行政処分等に至らない、ないし行政が気づいていないが、多くの消費者が不満に思ったり、被害が発生したりしている事案について効果を発揮する必要な制度。
- ・（参考4）1② 個人は、自らの個人情報が安全な状態に置かれているのか分からず確認もできない。デジタル化によって利活用のされ方がさら

に複雑化している。それが不安につながるため、事業者が適切に個人情報を管理し、利用目的やリスクを十分説明し個人が知り得るよう、透明性の確保や開示、利用停止、個人情報の削除について、実効性ある仕組みが必要。

- ・（参考4）1③ 子供の個人情報について、法定代理人の同意を必要とし、安全管理措置義務を強化する規律を設けるべき。現在、最たる問題は、子供の関心・嗜好を分析・推測し、判断力が未熟な子供に対して、飲酒・ギャンブル、その他子供の心身に著しい影響を与えかねない広告を送りつけるターゲティング広告。大人でも困惑するような内容もあり、少なくとも子供に対しては明確に規制が必要。
- ・（参考4）1⑥ 現在、新技術の発展・浸透や膨大な個人情報を取り扱うビジネスの誕生を踏まえ、早急に検討が必要。生成AIなどで生み出される情報については、利用目的のみならず、利用による利益やリスクについて分かりやすく説明すべき。技術が難しいから説明しない、安全なので大丈夫と言われても具体的な説明がないと判断できない。また、生成AIの開発において要配慮個人情報を取得する場合も想定されるが、消費者にとって安全か判断できる技術であるべき。個人に影響を及ぼすプロファイリングには個人が実質的に関与できる方法を検討すべき。
- ・（参考4）5 個人を特定し直接的にアクセスできること自体がリスク。これらのリスクがある情報は定義に含めるべき。知らない事業者からショートメッセージ等によるアプローチがあるとの不安の相談を受けている。個人へのアプローチが日常化し、それにより誘引され被害に遭っている状況を日々確認している。こうした状況を放置、許容すべきではない。
- ・（参考4）5 欧州では、Cookie等は、単体で個人情報とされており、参考にしていくべき。

④MyDataJapan から、資料4に基づき主に以下の点について説明があった。

- ・（参考4）1 個人が主体的に自分のデータを活用し、何かしらの便益を得ることを実現するため、自分のデータの使われ方やリスクを理解し、その上でコントロールできるようにすることが必要。個人がパーソナルデータのハブになり、新しいサービス・ツールが世に出る。そういったインベーションを起こしていくことが重要。
- ・（参考4）1⑤ 単に経済的な損であれば返金で済むが、プライバシーの性質上、事後に救済できるものではないものがある。本人の関与を組み込むことで、自分の意思によりリスクコントロールできるようにすることが、個人の権利利益を保護することに資する。
- ・（参考4）1⑤ コントロールを個人の手に委ねることは、本人の認知能力に限界があり難しいとの意見もあるが、事業者の分かりやすい説明が

前提としてあつたうえで、本人によるコントロールを実現する機能や技術により解決できる側面もあり、そういうところを進めていくべき。

- ・ (参考4) 1③ 5・6 諸外国で保護対象となっているデータの類型と日本の個人情報に隔たりがある。特に日本居住者の権利利益の保護が不十分。メールアドレス単体は個人情報ではないとか、ブラウザの識別子は個人情報ではない点は特に齟齬がある。
- ・ (参考4) 6② 長期にわたって本人の追跡の手がかりとなる生体データは通常の個人情報よりも高い保護措置が必要。個人識別符号に該当するような生体データは、要配慮個人情報として取得時に同意を得るべき。
- ・ (参考4) 1③ 子供や高齢者など、認知能力・判断力に脆弱性を有する者に対する保護は今のところ不十分。子供などの脆弱性を有する者の個人情報も要配慮個人情報とすべき。
- ・ (参考4) 5① 個人を識別可能な情報、ブラウザ・デバイスの識別子、電話番号、メールアドレス等については個人情報として扱うべき。
- ・ (参考4) 5① 3rd Party Cookieが実質的に廃止になりそうなところで、フィンガープリンティング技術や、電話番号、メールアドレスをハッシュ化した識別子が用いられることが増えている。そういうもので個人を識別して用いるところのリスクは明らかであり、それらも個人情報に含めるべき。
- ・ (参考4) 1②・⑥ 利用目的の通知・公表が行われていれば事業者は取得しても良いとされており、そこに必要性の視点はない。何かに申し込むときに、これはなぜ必須項目なのだろうということがよくある。事業者による不必要的情報の取得を冗長させているのではないか。プロファイリングによる推知が要配慮個人情報の取得になっていないところも問題。現状、要配慮個人情報やプロファイリングによる自身の影響を自分で確認できないところが、本人によるリスクコントロールという点で不十分。
- ・ (参考4) 1②・⑥ データ最少化を提案。当該契約の履行に必要な情報の取得や処理は、利用者が拒否できるようにする。
- ・ (参考4) 1②・⑥ 要配慮個人情報を推知する場合には、要配慮個人情報の取得とし同意を必須とすべき。要配慮個人情報を用いたプロファイリングは原則禁止とすべき。脆弱性を利用するようなプロファイリングを禁止すべき。プロファイリングにより取得される情報の項目を公表の義務の対象とすべき。
- ・ (参考4) 1②・⑥ プロファイリング及び要配慮個人情報の利用は、PIAレポートの公表を義務化し、透明性を確保し、自身によるリスク管理をできるようにすべき。
- ・ (参考4) 1⑧ 企業がどのようなデータを持っているか十分に開示されていない。開示請求はデータ項目ごとに値段が決められており本人の費

用負担が高額になる場合がある。かつそれを開示したとしても自分の意思で再利用できない、ないし大変である場合が多い。EU諸外国においては、データアクセスが無償でデータポータビリティも一部認められている。無償かつ再利用可能な構造化データでの開示を義務化すべき。

- ・（参考4）1⑧ 利用停止・消去請求権については、請求に対して一定の条件があり、本人の関与としては不十分。いろいろな条件を撤廃して、原則として個人の請求に従って停止を義務化すべき。
- ・（参考4）1⑨ 同意については、ガイドラインでは、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならぬとされているが、そうなっていない。同意の撤回・拒否もできない場合が多く、同意しない選択肢が実質的にはない。同意の必要がないのに同意が必要だと誤認するような表示もある。
- ・（参考4）1⑩ ダークパターンによる同意取得を禁止すべき。同意が必要なのに同意が必要だと誤認させるようなものもダークパターンとして禁止する必要がある。契約の履行に必要なことが明らかな場合を除いて同意を拒否できるようにすべき。
- ・課徴金については違法利得の剥奪に限らずに考えるべき。経済的な利得にこだわると、B to Bでお金を返したからいいみたいな議論になる。そうではなく、違法な取扱いが被害者に与える権利利益の被害・侵害の大きさを経済的利益と関係がないところで考える必要がある。
- ・課徴金がないことによって、海外のIT事業者が、日本においてコストをかけて個人情報保護を図る必要がないと判断するのは経済的には当たり前。特に巨大ITに対して実効性ある金額とすべき。
- ・団体訴訟制度は導入すべき。個人情報の取扱いによる被害は少額大量。個人の泣き寝入りが多く、団体訴訟制度を設けるべき。
- ・適格消費者団体は、お金はかかるがあまりお金が集まらないことが大きな課題。公的な資金を提供する必要があるのではないか。
- ・特定適格消費者団体はデジタル分野に対してあまり強くない。適格消費者団体への教育や、データ保護に取り組む市民団体にも適格性を付与することを検討すべき。

（2）各ヒアリング対象者と事務局との主な質疑応答は以下のとおり。

自らのデータへの関与等について ※「参考資料1—1（参考4）1」関連
(事務局)

- 事務局からは、多面的な軸があることを前提に少し引いた角度から質問することを心がけており、要するにやや批判的な立場のコメントをすることから始めることになるが、御承知おきいただきたい。全国消費者団体連絡会からは、個人情報について本人の所有という表現を用いておら

れ、全国消費生活相談員協会からも、個人情報自体は基本的にはその個人のものであるという主張があった。MyDataJapanの論点1に係る主張も、所有という言い方ではないが、個人の権利利益が本質であるとの主張だと理解している。

- 個人情報の理念として第3条で述べていることは、条文の表現そのものの以上でも以下でもない。そういう意味では、必ずしも法律上、個人に関する情報が誰かに原則まずは帰属するという前提で制度を建付けているわけではないという点を付言する。
- コミュニケーションツールである言語を用いている以上、自分の知っている他人、知っている事業者、さらには知らない他人、知らない組織と、遠いところでどのように自分像が語られるかというのは、当然人間としては気になるわけだが、程度の差こそあれ、本質的には仕方のないことだと私自身は思っている。
- ただ、その度が超えたときにどうするかという議論は、政策的には取り扱う価値のあるものであり、何とかそれを切り出し、現実性のある政策枠組みをつくり出し、できるだけ度の超えたことがないようにしていくということで、少しずつ取り組んできたものなのだろうと思っている。
- したがって、そのような意味でも制度設計の基本思想として、本人が自身に関するデータを本来管理できる状態を目指すべきであるという主義に、現在の個情法が立脚しているというわけではないと私自身は理解している。
- また、等身大の個人として考えても、特定の個人として紐付けられたデータについて、それに関心を持つ個人が常にその意思を貫徹できることを原則として世の中をつくり上げるべきというのは、かなりの少数意見ではないかと私自身は思う。多くの個人がそのように自身のデータを扱っていないように思う。
- さらには本日の主婦連合会や、ヒアリングを重ねる中で多くの有識者がおっしゃっていたが、さすがにデータの利活用の進展を考えると、当事者間のガバナンスに全てをかけるのは困難であるということ。どのように規律するかという手法論を考えたとき、本人を基点にすることのみに依拠するのはなかなか難しいのではないかと、私自身、政策を扱う身として思う。
- MyDataJapanから御紹介があったように、プライバシーを標榜する場合、プライバシーは本質的に本人だけが管理できる価値であり、それが貫徹されずして何がプライバシーガバナンスかという主張もあるが、イノベーションによってそれがある程度実現できるという御主張もあるので、可能であれば、どういうアーキテクチャ技術に希望が持てるのか補足いただきたい。政策的な現実感を考えると、政策は、好き嫌いも良い悪いも

別にして、この人にこれを与えこの人からこれを奪うということを公的に決めてしまうツールなので、そうしたツールを使いながらどうリスク管理するかという観点で、今の私の発言についてコメントをいただければ幸い。

(MyDataJapan)

- おっしゃったことは同意できる部分が多い。自分のデータを自分でコントロールして、自分のために使いたいというのは、現時点では少数意見であることは同意。ただ、そうした少数意見を無視するのかという視点もある。少数派だからこそ、今の日本において、自分のデータのコントローラビリティが人権に紐付くのか明確になっていないが、自分の人権にかかる部分に対して少数派の意見を排除するのは、問題のある行動ではないか。
- 単に少数だからそれは提供しないと経済的な観点から決定するのは、特に普通のことだと思うが、ここは人権に関わるところで、まさに内定辞退率などは人権に直結する。そういう事態が起きてからそんなことは嫌だと思い至り、今は少数かもしれないが、そういったことが起きないように自分で管理しておきたいという人は、少数であってもそういった意見を尊重することが、人権を守ることにつながるのではないか。
- 技術的なソリューションについては、まさに今、自民党のweb3PTでも取り上げられており、DID (Decentralized Identifiers)、VC (Verifiable Credentials) があるが、それはまさに個人が自分のデータを自分の意思でコントロールし、それを提供先に提供するもの。それにはDIW (Digital Identity Wallet) というものを用いるが、DIWIに自分のデータを入れて、それを自分の意思で検証可能な形で提供していくというものが提案されている。
- ヨーロッパでは、eIDAS2.0において法制化されており、2026年からDIWは実際に動き出す。ヨーロッパでは人権を軸にした個人のデータのコントロールに主眼を置き、そういった技術を取り入れ、法律にもして、各国にDIWをつくり、そこに本人確認の情報などを入れ、自分の意思で自分の属性の情報などを提供していく。そういったコントロールができる実現している。
- これは事業者側からしてもコスト削減の側面もあり、そうした新技術が公共分野から導入され、新しいイノベーションが生まれる。自民党のweb3PTでもそういったまとめがされており、公共分野から始め経済領域に発展させることができている。こうした部分を推進していくため、法整備として、開示請求のときに、電子的に利用可能な情報でないとDIWに入れられないので、そういった部分でコントローラビリティを確保しないと、技術も進展していかないと強く感じている。

(事務局)

- 大きな見えないリスクが多くある中で、それを社会の在りようとして、基本的には個人で回避できるリスクは個人で回避するという個人起点で考えると、個人がリスク管理の責任をある程度負う社会になる可能性があるが、今の話を解釈すると、そうしたい人はそうできるような環境をまずつくるべきという指摘か。全員がそうするというのは、あまりにつらい社会のような気がするが。ヨーロッパはエンパワーされた個人がツールとして使える道が開かれているが、むしろ日本の執行機関よりも強い権力で、執行機関が関与することが大前提になっている。

(MyDataJapan)

- そのとおり。我々は課徴金などで執行機関が関与すべきでないという主張ではなく、個人が関与できるからこそ、きちんと課徴金なり、団体訴訟なりで実効性を高めていくことが必要だと思っている。まさにプロファイリングに関しては、ちゃんと制限を入れたり、レポートを公表したりすることを求め、それが公的な義務として課されることで、権利利益の保護が最低限担保される。そういうたたかいで、個人は自分のデータを自分で使うことに積極的になれない。そこがまさにイノベーションが起きるポイントで、やはりエンフォースメントが足りていないところではうまく回らないのではないか。

(主婦連合会)

- 事務局資料の（参考4）1⑤について、賛成としたが、今の問題の立て方はちょっと誤解を生むと思う。本人の関与による規律の水準を下げるに賛成しているわけでは全くない。むしろ本人の関与による規律は、自由度が事業者の方が高過ぎる。取扱いの正当性を裏付ける基準を導入する等の実体的ルールを設けることによって、今よりも「アウト」ですという部分が明確に排除される、事業者の手を縛るルールを入れておけば、そこでコミュニケーションに頼る規律に関わらなくてもいい。つまり今のような技術の進展がある中、その部分は決めておく、そういうルールを導入するということに賛成している。今の本人と事業者のコミュニケーションに委ねるところは、結局消費者にとっての不利益が大きくなり過ぎることや、全部の人ができるわけではないと考えると、つまりGDPRの考え方方に近づけるということを申し上げているつもり。

(事務局)

- 本人による自律的なガバナンスを生かしながらも、一定の場合、補強的な実体的ルールを入れるということだと理解した。その場合、場合分けをすると、例えば本人の同意があれば構わないと法律上なっているパターンが多々あるが、その一部を、実態ルールを設けるなどにより本人が同意してもできないようにする部分、あるいは本人の事前の関与がなくても

できるようになってしまっている情報の取得について同意が必須、あるいはオプトアウトのようなものを付加するといったことに分解されると思うが、このような場合分けに違和感はあるか。例えば同意があればできることになっているもののうち、このような類型については同意があつてもできない世界をつくるとした場合、どんな類型がそれに該当するかとか、もしイメージがあれば教示いただきたい。

(主婦連合会)

- 同意があっても使えないものがなにか、今、明確に申し上げることはできないが、それはすなわち特定の使い方を禁止するということで、そうなると同意を得る場面すらなくなると思っている。

(全国消費生活相談員協会)

- 法的な個人情報の位置付けについては、一般の方は小学校からこういうことを学ぶわけではないけれども、個人情報、自分の情報というのは、自分自身のものであるという感覚は、多くの人が持っているのではないか。その点が既に個情法と消費者との乖離、それから、事業者が正しく個情法を理解していた場合、個人との感覚のずれになっているのではないか。そして、自分の個人情報を自分でコントロールしたいということについて、個人情報の取扱いのされ方や関連する規律について、その認識がまだ十分でない人が多いために、そういう関与をしたいと思っていない、想定外であるというのが一般的の感覚ではないか。実際のところ、個人情報を提供しないとサービスを受けられない、商品を買えないということがあり、個人情報を提供することについては、恐らくその企業は大丈夫だろうという漠然とした信頼をして利用している方が大方ではないか。ただ、本人が関与しようと思えば、いつでも関与できる環境をつくる、それから、課徴金や差止請求という制度があり、それが後ろ盾となり、企業がきちんと個人情報を取扱う、そういうことで安心な環境が生まれるのではないかと考えている。

(全国消費者団体連絡会)

- 本人の所有と言う点について、普段の生活の中で、例えば自分が個人情報を管理している、管理していないと考えながら生活をしているかというと、確かに管理していないという範疇に入るのかもしれないが、何かあったときに自分のデータを意に沿わない形で利活用されたくないというのは、多数なのではないか。また、自分の情報を提供するときに、それがどう使われるか、メリット・デメリットも含めて、私たち消費者は分かつておらず知るすべないので、そこは事業者がきちんと管理してほしいと申し上げたい。例えばインターネットで物を買うときやサービスを受けるときには、ついつい求められた個人情報を入れてしまうし、同意に関しても、これは本当に必要な同意なのか、それとも外していい同意なのか

が分からぬ。全てチェックしないと次に進めないとか、その辺は説明が不十分。個人情報について、自分の情報がどこまで利用され、どこまでは提供しなくていいのか、そういった点を自分の所有というか、管理したいと申し上げた。

データの最小化等について ※「参考資料1—1（参考4）1」関連

(事務局)

- MyDataJapanの論点3と論点4で、データの最小化、同意の対象の細分化に言及されており、どういう枠組みがエフェクティブなのかという観点から、少し因数分解を試みると、例えば一般的な消費者像が観念できるとして、このサービスを提供するには、当然こういうデータを出してもらうということが想定されるとして、あるサービス像があった場合、何が許されるデータ取得であり、何が許されないデータ取得かということが判断できることになる。それは制度上、本人が思うということではおそらく不十分で、本人は理解しないが実は事業者から見れば必要だというものがきっとあるので、規制の建付けとしては、そこをどう精査するかという大きな関所が一つある。その上で、仮にそこが解決できた場合、制度としては、合理的な選択肢を消費者に与えろとならざるを得ない。つまりサービスの類型を幾つか分け、このデータを出す場合にはこのサービスがついてきて、このデータを出す場合にはこのサービスはついてこないという世界をつくるのかとか、例えばこのデータを出すならば、他でマネタイズできるからプライシングの観点で少し安くなるとか高くなるとか、そういう話になるような気がしている。そうすると、事前にデジタルサービスを提供する場合、そういったストラクチャ、一定の構造化をして提供することを義務付けることが、制度論としては必要になるような気がするが、そういう主張だと理解してよいか。

(MyDataJapan)

- お話を聞いて、確かにきちんとやろうとすると、こうしたストラクチャを出す必要があるところは発生するかと思ったが、そこまで厳密なものにいきなり入らなくてもいいのではないかとは、現実的に思っている。今の個情法でもそういうものはたくさんあり、同意が必要か、必要ではないかというところもその一例である。よって、おそらく規律としては、一般的の認識において必要と考えられないようなものは、取得時に同意が必要であるという形になると思う。それが本当に必要かどうかということは、個情委に対する相談や団体訴訟などによって決着がつくという形になるのではないか。具体的な例で言えば、論点2のデバイス等識別子のところ、これはデータ最小化のところとも関連しているが、あまりデータの最小化とそぐわないと思っているので紹介する。例えばメールアドレスは、連

絡を取るために必要となることは一般の認識において考えられるが、それをハッシュ化しターゲティング広告に用いるのは、サービスの提供には必要ないのではないかというところ。この例は同じメールアドレスを用いているためデータ最小化の対象としてきっちり分けるのは難しい。このように、事業者と消費者がそれぞれ必要だと思うものが違うというはあるが、そうであれば、ダークパターンにならないように説明をしたり、個人が必要だと思わないような使い方であれば同意を得るようにしたり、事業者が考えてサービスを提供していく。事業者が考えた結果、それが消費者と合わないのであつたら、それは消費者団体などが意見を受け付け、団体訴訟なりにつなげていく。そういう形で制度ができるといいのではないか。

AIに係る規律等について ※「参考資料1—1（参考4）1⑥」関連

(事務局)

- 全国消費生活相談員協会にお伺いしたいが、参考資料1—1の1⑥関連で、AIなどについて触れていただいた。現在、生成AI等の社会基盤になる得る新技術が急激に発展云々という御意見。これに関して、すなわち、AIについては、用途に関する少し強めの規制が必要だという理解でよいのか。
- 要配慮個人情報を取得する場合について、さらに踏み込んだ話があつたが、医療関係、その他についてのAI開発になると、個情法で言うところの要配慮個人情報の取得ということになるが、出てくるアウトプット自身は、特定の個人について赤裸々な情報が出てくるわけではないので、あくまでもAIの知見、一般的な知識として出力されることになるが、そうであったとしても、開発時に使う情報がセンシティブな場合には、消費者の懸念を解消するような何らかのフレームワークを前提に開発ないし市場投入が見極められるべきという理解でいいか。つまるところ、AIそのものの規制の議論に関わるので、必ずしも全て個人情報保護政策の中で吸収し切れないが、問題意識として、そのような理解でよいか、可能であればお答えいただきたい。
- また、参考資料4—5の権利利益の外延について、電気通信事業法で一応Cookieについてのコンセント、あるいは認識させる取組があるが、そういったものではまだ不足で、何か分かりやすい仕組みが必要ということか。あるいは個人情報の範囲に入るということで足りているか。もう少しイメージあれば補足いただきたい。

(全国消費生活相談員協会)

- 生成AIに関しては、御認識の通り。生成AIの情報収集そのものをやめるとかそういうことではなく、今後どのように情報収集するのか分からず、

生成AI特有の問題があろうかと思うので、検討する必要がある。それから、要配慮個人情報については、誰がどこでどのような目的で取得するのかということがより厳密に説明され、それに同意することが必要ではないか。同意が必要ない場合もまれにあると思うが、それがどういうものかも明らかにすべき。

- Cookieに関して、Cookieを了解するというものが度々出てくるが、出てきたときにそれを断っても利用できる場合と、断ると利用できないようなケースがあり、これも同意疲れやダークパターンに近いので、その辺をもっと消費者に分かりやすく、あるいはCookieの同意疲れにならないような形ができるのではないか。

(全国消費者団体連絡会)

- 生成AIを使って何をしたいか、自分の個人情報、自分の人物像がプロファイリングされてしまうとか、その先にどう使われてしまうのかというところが分からないので、不安・懸念を感じたりしてしまう。生成AI自体への規制よりは、技術的進歩に対して何に使っていきたいかとか、ステークホルダー間で継続的な対話を重ねて、具体化を進めてほしい。

(主婦連合会)

- どういうときをアウトなパターンにすべきかというご質問について、むしろGDPRが規定しているように、こういう場合しか使ってはいけませんという形に、日本の個情法もなっていったらいいのではないかということを念頭に置いている。契約履行に必要な場合とか、法的義務を遵守するために必要な場合とか、生命など、重大な利益を保護するために必要な場合とか、公共の利益のために必要な場合とか、かなり限定的になっているので、そういう枠組みをつけてそもそも変な使われ方をしないというルールが入っていれば、いろいろなことを心配しなくてもいいルールが確立。そうしたことが、これからデジタル社会が進展していく上では必要なのではないか。

- AIについては、現時点では明確な回答を持っているわけではないが、今申し上げたように、使い方のルールが明確になれば、今よりはリスクも下がると思うし、それでも結局AIの技術によって結果的に個人の何かがあぶり出されていくと思うので、何等かのルールを作つて「見える化」が必要。そういうルールを作る際に、個人、消費者、市民の代表が入つて意見が言えるとか、そのプロセスが分かりやすい形で開示されることは絶対に必要。今後そういう場が設定されていくときにはそのようにお願いしたい。

(事務局)

- AIについては、AI自体の問題ではなく、利用の問題という話もあった。統計利用、AI利用、いずれもやや段階的な状態に着目して理解する部分が

多いので、その辺、どんな整理が可能かということを述べてみたい。

- 私どもの資料の中で、本人に個別に影響を及ぼすようなものでなくて、より一般的な知見が導き出されるケースがあると述べている点ですが、AIも一種のデータ処理で、統計処理的なところがあり、結果的にはある意味誰にでも適用できる一般的な知見が得られるということあります。何かを処理する場合には、AIを使うまでもなく、これまで社会的にそういった尺度をつくって、このグループはこうであり、このグループはああである、ということはしてきた。物差しの利用の方法。その結果、この属性の人はこうだという言い方のうち、例えば障害者差別や、出身による差別、人種による差別など、幾ら一般的なデータ処理によって得られた知見であったとしても、それを当てはめて、それを具体的にその人の結果に適用し、それがある種の差別、人権的な見地から許されない価値違反だということにならないように、そういう次元のルールをつくってきた。
- したがって、差別的なプロファイリングという場合には、プロファイリングに用いる可能性のある一般的な知見を得る段階と、それを具体的に使って個別の人にに対して当てはめて区別していく段階は、頭の整理としては二つに分けられると思う。その上で、今のところ、前者の段階に関しては、どんな知見を得てもいいか、それとも、いけないかということについては、一般的には基準がなく、禁止もされていない。
- ヨーロッパのAI Actなどは、唯一AIについてはその威力が看過できないので、どんなAIであれば開発が許容されるかという観点での記述の可能性が論じ始められたということで、幾ら一般的な知見と言われても、AIはちょっと別だという議論なのではないかという印象を持っているが、そこまでいくと、AIはどうあるべきかという議論になり、個情法とはちょっと違うのではないかと理解している。
- その上で、その結果を特定の個人に何らかに影響を及ぼすために使おうと思っている利用者の立場からすると、明らかに特定の個人にターゲットするための個人データを持っているのであろうから、そこまでいくと、個人データを使った事業者、つまり個情法が対象としている個人情報取扱事業者としての規律ということで、利用の局面は私どもの範疇に入り、かつその場合にその基準を使って看過できない差別的な扱い、違法行為を誘導するような扱いになった場合には、今のところ、不適正利用の規律で網がかかるという順番なのかと考えている。
- その上で、AIを駆使すると、これまでとは異なる、新たな観点で、個人に直接影響が及ぶような局面があるならば、最後は個人情報取扱事業者が何をしてはいい、何をしてはいけないという議論になる。
- さすがにAIを用いた場合、個人情報取扱事業者がしてはいけない業務類型や、利用目的をポジティブリスト的に個情法で定めるのはちょっと

つらい気がするが、今のAIに関するもの、あるいは統計情報等に関する利用の局面での不安を払拭するため、私どもが何を担っていくことを期待されているか、その点について、もしイメージをお持ちなら、どの粒度でも結構なので、御示唆いただけると幸い。これは先ほどの何が許されるか、許されないかということの議論にも少し関係するのかもしれない。

(MyDataJapan)

- 一般的な知見を得ることに対しては、AIでもやっていけないようなことがあるだろう。最終的に権利の侵害などが起きたら、それは不適正な利用でちゃんと是正されるという話があったが、今の論点だと、被害があつたときにこれは不適正な利用だということで事後的に対策がなされたと思うが、事後的な対策では足りないのでないかという点を踏まえると、まず要配慮個人情報を推知するところは、やはり取得として同意を設けるか、もしくはそれを用いてプロファイリングするところは、原則禁止と書いたとおり、例えばこの人ががんかどうかプロファイリングして、がん保険に入ろうとしたときに、この人はがんの可能性が90%あるから入れないといったことは、完全にNGだと思うが、今はやろうと思えばできてしまう。要配慮個人情報を今のデータ類型に当てはめて考えると、要配慮個人情報を推知する、それを用いてプロファイリングをするところは、同意を求めることや、原則禁止することが具体的にはあるのではないか。
- 例えば今のがん保険に入れません、みたいなことが起きたときに、それは不適正利用だから駄目だということでは遅い可能性が非常に高い。そういうことが起きないように、プロファイリングにより取得される項目は公表すべきというところが第一にあり、要配慮個人情報を取得する場合は同意が必要で、それをプロファイリングに用いる場合は原則禁止とすべき。原則と書いてあるのは、公共的に必要なものを禁止してしまうとよくないので、「原則」禁止としている。

(主婦連合会)

- 市民から見ると、そう縦割りに言われてもというところがあり、結局AIのことなどを話し合うときには、経産省なり、個情委、いろいろな主体が関わるだろうし、全体で市民にも分かるように、市民の代表も入れてやってほしいという意味を申し上げたわけだが、ものすごく狭めて個情委がということであれば、質問が1点ある。匿名加工しますとか、よく言葉では言うが、匿名加工に関して、技術の中身というか、これは不十分、これならOKというところを個情委として規定した基準みたいなものはあるか。

(事務局)

- 匿名加工の基準は、ガイドラインで特別な基準をつくり、匿名加工として認められる場合はルール化されている。特定の技術名を列記するというよりも、どんな状態を実現するかという形で記述されている。

(主婦連合会)

- 個情委が何を、というところの一つは、AIの技術の進展を見据えて、今までOKだった匿名加工でも、これからは危ないのではないかとか、こういうものでは問題が出てくるのではないかというところを、隨時見据えて、その中身を充実したり、匿名加工とは何かという定義を見直したりしていくといったことが必要ではないか。技術をウォッチしていくというのがまず必要だと感じた。

(事務局)

- 匿名加工情報のカテゴリーを導入した場合、まだまだ社会的に受容されていない、あるいは事業者としてもどんな技術を使うとこれを満たすことになるのか模索していた頃があったので、そこについて、やや技術的な観点も含めたレポートなりを整理することはあった。
- 何を申し上げているかと言うと、仮にAIによって想定外の状態で復元できることが世の中にある場合には、匿名加工のガイドライン違反になることはあらかじめ織り込み済みなので、そこは問題ないが、おっしゃっているのは、AIについて、そろそろ特別にそういうリスクを技術的観点からもアセスメントする価値があるのではないか、それは個情委のミッションではないかという御示唆だと理解。AIに限らず、確かにそういった可能性があり、最近の技術動向を踏まえながら、実際にどんな場合に匿名加工として許容し得るのかということについて、アセスメントし直すというのはあり得ると思ったので、課題として受け止めさせていただく。
- 先ほどあたかも縦割りを主張しているように誤解されたかもしれないが、そのような趣旨はなく、一般的な知見を用いて個人の差別や個人に対して何かリスクが生じる局面になる場合には、その間に必ず個人と紐づける機能を担う事業者が関与するため、そこは個情法の世界で今も管理しており、そこを強化することはあると申し上げた。それに使う道具であるAIその他の方法の次元で、やっていいこと、いけないことまで決めるのはどうなのかという話であり、一部AIについては、AI ActによりEUでレッドライン、グリーンライン、イエローラインのような、あっていいAI、いけないAIという議論が進み始めており、そういった世界を日本でも導入すべきかどうかという議論はあるというつもりで申し上げた。

(全国消費生活相談員協会)

- AIの利用の仕方については、日本においても経産省でAIガバナンスをつくって、ガイドラインなどを企業に使うことを求めていると理解しており、少なくともそういうものに準じて取り入れた企業であるということが明確に分かることが大前提ではないか。その上で生成AIを使ってることの情報提供を行い、その結果をどのように使うのかということを教えていただく。それにより、個人情報を提供するかどうかを判断できる

のではないか。

(全国消費者団体連絡会)

- AIの使用についての規制は必要。今回でなくていが、EUなどでのAI Actでどういうものが規制の対象になっているか海外の状況を知りたい。

個人の関与等について ※「参考資料1—1（参考4）1⑥」関連

(事務局)

- 同意を含めた消費者の判断をどうしていくか、どの程度求めていくかが、今回の大きな論点になっている。個人の人格尊重の下で慎重に個人情報を取り扱う基本理念の下で、個人情報の適正かつ効果的な活用を行う。その際、消費者の信頼、トラストをどう確保していくかということについて、どうやってこれらを実現し、誰が担っていくのかというの非常に重要。一人一人の個人による個別判断の負担を少し軽めにしながらでも、どう実現していくのかというところも重要だと認識。企業の責任や工夫もあるだろうし、個人のエンパワーも必要だろう。実効性あるルールで不適正利用とか、適正利用をある程度規律していく必要もあるかもしれないし、我々執行機関の執行や市民団体のお力も重要。先ほどご指摘いただいたGDPRについて原則禁止はそのとおりだが、一方、正当化事由はかなり幅広く、同意以外の方法もあり、どういうものが適正か、いろいろな議論がある。権利利益の侵害にあまりつながらないような類型や、例えば契約に基づき第三者提供されるものもあるかもしれない。
- 可能な範囲でお伺いしたいのは、第一に、どういう情報や場合であれば、文脈上、個人がしっかりと関与しなくても妥当であると判断しうるか。そのようなコンテキストが認められるような場合があるか。第二に、どういう情報や場合であれば通常想定されないこともあり、より個人が主体的・明示的に関与すべきか。第三に、どういったものは不適正利用で本人同意があっても使うべきではないといったルールが必要か。御意見あればいただきたい。

(全国消費生活相談員協会)

- 使われたくない情報が何かは、個人によって異なる。ただ、自分がどのような検索をしているのか、どういう行動をしているのかについては、非常に情報収集をされたくない内容ではないか。

(全国消費者団体連絡会)

- どういう情報を使われたくないかという点は、自分で意図して提供した情報は自分でも分かっているが、検索で、行動パターンなど知られたくない情報がプロファイリングされるのは、消費者の普段の生活の中であまり意識していないところであり、そういうものはすごく扱われたくない、知られたくない情報もある。

(MyDataJapan)

- 類型というよりは、コンテキスト上、契約の履行に必要かというところで、利用者が当然これは必要という状態で提供しているものは、例えば病院に行って、自分が過去にどんな病気をしているかは、当然必要な情報として正当に取得される情報であろう。そこはコンテキストによる。一方で、例えばデータ類型がメールアドレスのようなものであれ、それがインターネット上の行動の追跡に使われているとなれば、利用者は嫌だと思うし、多分メールアドレスは、インターネット上の行動の追跡に使われていることを知らない人がほとんどで、そんなものは嫌だと思う人がほとんどだが、今の日本ではそれを自由にやってもいいということになっている。そういう部分に関しては、一定の利用者の関与が必要になってくるだろう。
- その先のやってはいけないこと、不適正な利用は、本人の権利利益に関わるところで、行動を評価して公共サービスへのアクセスを制限するといったものはまさに禁止すべき主なもの。脆弱性もAI Actでは禁止されているが、これは私たちの提案の脆弱性プロファイリングを禁止するところ。これらは利用者として同意があっても使ってはいけないのではないか。

(主婦連合会)

- 買物や取引をする上で書かなければいけないものはしようがないと思うとしか申し上げられない気がする。基本的にはほかの消費者団体と同様、検索などの履歴がまとまり、それで個人と紐付けられているのはとても嫌だと感じる。PCやスマホのカメラへのアクセスや、ファイルの中身、画像ファイルへのアクセスとか、そういうものがとても気になるというのは会員からの意見としてあがっている。いろいろなサービスの中、自覚的に同意している人ばかりではないかもしれないことを懸念。あとは、言い出すと切りがないが、交通系ICカードの利用履歴など、あらゆるものを作めていくと、その人の行動が丸裸になるので、逆に言うと、ポジティブリストの形にして、どこかで明確な歯止めをつくっていかないといけないのではないか。

以上